

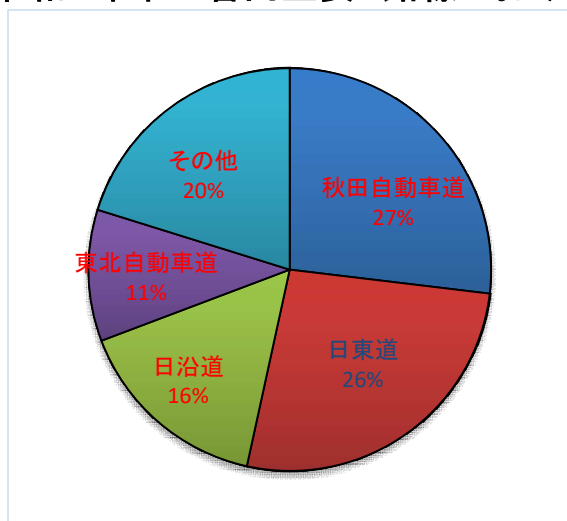
速度取締り指針

秋田県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

重点路線	重点区間	規制速度
東北横断自動車道釜石秋田線(秋田自動車道)	岩手県境～秋田北IC	70又は80km/h
東北縦貫自動車道弘前線(東北自動車道)	青森県境～岩手県境	80km/h

☆ 重点路線・区間以外であっても取締りを行います。

令和6年中の管内主要4路線における交通事故状況



▽ 発生路線別では、秋田自動車道が204件(27%)、日東道が201件(26%)、日沿道が120件(16%)、東北自動車道が80件(11%)と主要4路線で605件(80%)となっています。

▽ 東北自動車道は、片側2車線で見通しの悪い山間部を縦断しているため、速度超過による交通事故が懸念されることから、秋田自動車道とともに速度取締りの重点路線としています。

令和6年中の管内の交通事故状況

- 高速道路上では、前年より12件多い758件(人身事故7件、物件事故751件)の交通事故が発生しています。
死亡事故の発生は1件(1人)発生し、前年に比べ1件(1人)増加しました。
- 事故の原因は、前方不注視が最も多く、降雪期はハンドル操作やブレーキ操作不適による交通事故が多く発生しています。

高速道路を安全に走行するために

- 携帯電話の使用はサービスエリア、パーキングエリアをお願いします。
- 後部座席を含めた全座席でのシートベルトの着用をお願いします。
- 前車との安全な車間距離を保たずに追従進行すると「車間距離不保持違反」となります。
- 片側2車線で追越しが終わった後も追越車線を走行し続けると「通行帯違反」となります。
- パンクやエンジントラブル等が発生し、停止せざるを得なくなった時は、三角表示板等を車両の後方に置き、路肩に停止措置をとった上で速やかに車内から出て安全な場所に避難してください。三角表示板等を表示していない場合は「故障車両表示義務違反」となります。